

同好会運営規定

この規定は東京デザイン専門学校における同好会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とし、その設立及び運営についての基本的事項を定める。

1. 目的

有意義な学園生活を送るために、文化並びにスポーツに関する研究・活動することを目的とする。

2. 会員資格

同好会の会員は、本校本科在學生とする。

3. 設立の条件

同好会を設立するときは、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 同好会設立に際しての会員は原則として5名以上とする。
- (2) 同好会には会長ならびに会計責任者及び本校教職員の顧問を置かなければならない。
- (3) 新規同好会設立の届け出は、9月末日までとする。
- (4) 設立・許可された同好会へは、補助金を支給する。

4. 設立手続き

同好会を設立する場合は、所定の「同好会設立許可願」に会長・会計責任者・顧問を明記した会員名簿及び当年度活動計画書を添えて学生サービスセンターに提出し、学校長の許可を受けなければならない。

5. 活動報告書・活動計画書・名簿の提出

- (1) 会長は前年度活動報告書・当年度活動計画書ならびに会長・会計責任者・顧問を明記した会員名簿を原則として毎年5月末日までに学生サービスセンターに提出しなければならない。
- (2) 新規に設立した同好会は、募集活動を行い、月1回程度の活動報告（学内・外活動届報告届等）を翌年3月まで学生サービスセンターへ行うこと。
- (3) 新規に設立した同好会は、(1)に加えて設立年度の3月に継続者の名簿を提出すること。

6. 許可を必要とする活動・行為

同好会が学外の活動および掲示・集会・署名活動などの行為を行う場合は、その旨学生サービスセンターに申し出て、事前に学校長の許可を受けなければならない。なお、学外における活動を行った場合は、速やかに学生サービスセンターへ報告書を提出しなければならない。また、学外における活動のため、やむを得ず授業を欠席した場合は、公欠にする場合がある。

7. 学校施設・設備の利用

同好会が学校の施設・設備を使用する場合は、所定の教室・教具使用願を学生サービスセンターに提出し、事前に許可を受けなければならない。なお、使用時において器物の破損・紛失などの事故が生じた場合は、その責任を負うものとする。

8. 補助金

同好会には以下の補助金を支給する。補助金についてはその都度会長が学生サービスセンターへ申請し、認められた場合に支給する。なお、金額については別途定める。

(1) 運営費

(2) 対外的な公式行事への参加費等

同好会からの申請にもとづき、特に活動上必要と認められる場合には、支給の是非および支給金額について検討のうえ支給する。

(3) その他学校長が特に認めたもの

支給の是非および支給金額については、検討の上決定する。

9. 備品の管理

補助金により購入した備品その他については厳重に管理しなければならない。万が一紛失または破損した場合は、その責任を負うものとする。

10. 活動情報の提供

本校の指示により活動風景または制作物の写真を求められた場合は、同好会会員、または制作者個人の了解を得て速やかに提出しなければならない。

11. 解散命令

(1) 年度内に同好会活動がなされていないことが確認された場合は、解散を命ずることがある。

(2) 同好会がその目的や本校規則にもとるとき、または本校の指示に従わないときは、同好会の解散を命じることがある。

12. 解散

(1) 同好会を解散する場合は、所定の解散届を学生サービスセンターに提出しなければならない。

(2) 同好会が解散した場合、2年間同一メンバーにて再開することはできない。改めて再開する場合は、設立時と同様の手続きが必要となる。

附則

1. この規定は平成14年4月1日より施行する。

2. この規程は平成26年4月1日より施行する。